

大阪府人権擁護士要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府人権擁護士要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(人権擁護士の要件)

第2条 要綱第5条に規定する要件の詳細は、次のとおりとする。

- 一 履修講座の修了確認は、履修講座にかかる修了証書又は科目履修証明書による。
- 二 要綱第5条第1項第三号ア及びイに規定する豊富な経験とは、各種の人権相談に関する業務に概ね2年以上携わっていること。
- 三 要綱第5条第1項第三号ウに規定する知事が特に認める者とは、受講者が所属する団体における職務内容や経験年数、人権に関わる講座の受講状況、相談業務に関連する資格、受講動機及び所属長の意見等の項目を踏まえ総合的に判断する。

(登録の申請)

第3条 要綱第6条第1項に規定する申請書は、様式1のとおりとする。

2 要綱第6条第2項に規定する申請者の所属代表者の推薦書は、様式2のとおりとする。

(人権擁護士登録名簿等)

第4条 要綱第7条第1項に規定する人権擁護士登録名簿（以下「名簿」という。）は様式3のとおりとする。

2 要綱第7条第2項に規定する認定証は、様式4のとおりとする。

3 要綱第9条第1項に規定する人権擁護士連絡簿は、様式5のとおりとする。

(名簿からの削除等)

第5条 要綱第10条第1項に規定する前項の申出は、様式6によるものとする。

2 要綱第10条第2項に規定する名簿からの削除は、次に掲げる場合とする。

- 一 要綱第3条第2項に反する場合
- 二 人権擁護士の業務を行うにあたって著しい非行があった場合
- 三 人権擁護士の信用を傷つけ、又は、人権擁護士全体の不名誉となるような行為を行った場合

3 前項の場合、知事は人権擁護士に削除の理由を附して通知するものとする。

4 前項の通知を受けた人権擁護士は、前条第2項に定める認定証を速やかに返還しなければならない。

(人権擁護士証の交付)

第6条 要綱第8条に規定する人権擁護士証（以下「証」という。）は、様式7のとおりとする。

2 証の交付を希望する者は、様式8により申請することとし、様式9を添付するものとする。ただし、要綱第6条第1項に規定する申請と同時に申請を行う場合は、様式8及び様式9をそれぞれ省略することができる。

3 証の有効期間は、発行日から3年を経過する日の属する年度の末日とし、前項の申請は、証の有効期間の原則1か月前から受け付けるものとする。なお、交付申請期間を徒過して申請し

た場合は、当該交付申請期間内に申請した場合と同じ有効期間とする。また、再交付の場合の有効期間は残期間とする。

(証の取扱い)

第7条 人権擁護士は、証を破損し又は紛失したときは、様式10により速やかに知事に届け出なければならない。この場合においては、証を再交付することができるものとし、その有効期限は、当該破損し又は紛失した証の有効期限とされていた日とする。

2 人権擁護士は、第5条の規定により名簿から削除されたときは、証を速やかに返還しなければならない。

(行為の禁止)

第8条 人権擁護士は、認定証及び証を他人に貸与し、又は、譲渡してはならない。

(謝金)

第9条 要綱第12条第2項に規定する委員の謝金の額は、日額8,300円とする。

2 前項の謝金は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、謝金を支給しない。

(費用弁償)

第10条 要綱第12条第2項に規定する委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第11条 第9条及び第10条に規定する委員の謝金及び費用弁償の支給方法に関し、この要領に定めのない事項については、府の常勤の職員の例による。

附 則

この要領は、平成19年5月11日から施行する。

平成24年6月1日一部改正

平成24年11月1日一部改正

平成25年7月31日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正